資料７

令和８年度第１４回（令和８年１０月２０日）庁議提案

☑審議　☐報告　☐その他

担当部・課：　産業部農林課〔内線３５５３〕

桃生総合支所地域振興課〔内線２３０〕

１　件名

石巻市桃生バイオ研修センターの廃止について

２　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本施設は、理科学教育を通して次代を担う青少年及び市民の個性ある創造性豊かな人づくりを行うとともに、地域の活性化を図ることを目的として平成５年４月に設置し町が直接運営してきた。市町合併後も直接運営の形のまま、桃生バイオ里芋生産組合と桃生子育て支援センターが現在も施設を利用しているが、この２者から令和９年３月末をもって利用を終了するとの申出があった。

利用終了の申出を受け、関係機関等と本施設の利活用について協議を行ったものの、本施設の利用を希望する者はいなかった。

【目的】

農業関連施設としての機能、利用がなくなることから当該施設を廃止するもの。

３　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☑有　☐無】

石巻市桃生バイオ研修センター条例（平成１７年石巻市条例第２２０号）

【総合計画の位置付け：☑有　☐無】

第６章　市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち

第２節　持続可能な行財政運営の推進

【個別計画の位置付け：☑有　☐無】

石巻市公共施設等総合管理計画

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第６節　産業関連施設

４　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成　５年４月	桃生バイオ研修センターを設置
平成１８年４月	桃生バイオ里芋生産組合への施設利用許可（以降毎年度継続）
平成１９年４月	桃生子育て支援センターとしての利用開始
令和　８年４月	利用２団体より令和８年度をもって利用終了する申出
～７月	関係機関等との利活用協議

５　主な内容

石巻市桃生バイオ研修センターを廃止する。

【廃止する施設の概要】

名　　称	石巻市桃生バイオ研修センター
所 在 地	石巻市桃生町中津山字四軒前４０番地
建物構造	ＲＣ造平屋建
敷地面積	３，１８２．９３㎡
延床面積	４４４．２８㎡
設置年度	平成５年度

６　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

利用団体である桃生バイオ里芋生産組合は、構成員が高齢のため今年度をもって利用を終了する旨申出があり、桃生子育て支援センターは、（仮称）石巻市立桃生こども園設置に伴い今年度をもって退去することから、廃止の影響はないもの。

【市財政への負担】

維持管理費の削減が図られる。

１，６５７千円（令和７年度決算　光熱水費、修繕料、通信運搬費、委託料等）

１，５８３千円（令和８年度当初予算　光熱水費、通信運搬費、委託料等）

（財源）桃生バイオ里芋生産組合電気料等雑入　３６千円

一般財源

７　他の自治体の政策との比較検討

８　今後の予定及び施行予定年月日

令和８年１２月　　市議会第４回定例会に石巻市桃生バイオ研修センター条例の廃止について提案

（施行予定年月日：令和９年４月１日）

令和９年　４月　　石巻市桃生バイオ研修センター廃止

９　その他

廃止後の施設の対応については今後検討する。